

(仮称) 子ども・若者参加条例(案) 主な修正対比表

資料2 - 2 (第6回(仮称)子ども参加条例検討部会資料2 - 2)

	項目	修正前	修正後	修正理由
1	前文	わたしたち子ども・若者は、1人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、ミライへの大きな可能性を秘めています。	わたしたち子ども・若者は、 <u>一人</u> ひとりがさまざまな個性や能力を持つ <u>つ今を</u> 生きている存在であり、 <u>未来</u> への大きな可能性を秘めています。	【第5回委員の意見を反映】 子ども・若者は未来への主体だけではなく、現在も主体である表現に修正
2	前文	すべての子ども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、ジブナイ口の幸せを叶えることができる権利があります。	<u>わたしたち</u> 子ども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、 <u>一人ひとりが思い描く</u> 幸せを叶えることができる権利を <u>生まれながらに</u> 持っています。	【第5回委員の意見を反映】 総合計画は期間が決まっており今後変わっていくものであるため、条例として適切な表現に修正
3	前文	<ul style="list-style-type: none"> ・話を途中でさえぎらずに最後までしっかりと話を聴いてほしい ・頭ごなしに意見や考えを否定しないでほしい ・意見や考えを言いやすい雰囲気をつくってほしい ・言ったことは秘密にするなど約束を守ってほしい ・言った意見や考えは大事に扱ってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊張するときもあります。<u>意見や考えを聴くときには、やさしくあたたかい目を見て、うなずいたり相づちを打ったりしてほしいです。怒ったりせず、親身になって、真剣に聴いて、こたえてほしいです。</u> ・間違えることもあります。<u>話を途中でさえぎらずに、最後までしっかりと聴いてほしいです。違う意見や考えでも、頭ごなしに否定しないでほしいです。</u> ・<u>伝えた意見や考えをむやみに他の人に言ったりしないでほしいです。秘密にしてほしいと伝えたことを他の人に言うときには、許可をとってほしいです。</u> ・<u>少数派の意見や考えに対しても耳をかたむけ、尊重し、受け止めてほしいです。</u> ・<u>伝えた意見や考えは大事に扱ってほしいです。そして、伝えた意見や考えがどうなったのかを教えてください。</u> ・<u>安心して意見や考えを伝えることができる雰囲気や環境をつくってほしいです。</u> 	第4回子ども・若者による意見表明の条例検討部会(9月14日開催)で子ども・若者が発表した大切にしてほしいことを反映

(仮称)こども・若者参加条例(案) 主な修正対比表

	項目	修正前	修正後	修正理由
4	前文	わたしたちこども・若者は心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく言えないときがあります。 そんなときは、言うことを急かさず、ゆっくりと耳をかたむけ、寄りそってほしいです。 わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを言うことは、ときには勇気があることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを言っていきます。	わたしたちこども・若者は、心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく伝えることができないときがあります。 そんなときは言うことを急かさず、ゆっくりと耳をかたむけ、寄りそってほしいです。 わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを伝えることは、ときには勇気があることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを伝えていきます。	【第5回委員の意見を反映】 発言に限定しない表現に修正
5	(定義) 第2条	(11)意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語により、又は表情、身振り等の言語によらない意思の伝達手段により表現されたものをいう。	(4)意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語 はまけ 又は表情、身振り その他これら に類する言語によらない 意思の 伝達手段により表現されたものをいう。	条例の体系に沿った順番に変更
6	(定義) 第2条		(5)参加 <u>自らに関係するあらゆる事柄について、その意義を十分に理解する機会を得て、意見表明等の活動に主体的に関与することをいう。</u>	【第5回委員の意見を反映】 参加の概念、意見表明と参加の関係性を明確にするため追加
7	(定義) 第2条	(4)声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。	(6)声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境、 <u>社会環境</u> 等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。	【第5回委員の意見を反映】 ジェンダー、セクシュアリティなど社会環境の理由を追加
8	(定義) 第2条	(6)育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設のことをいう。	(8)育ち学ぶ施設 <u>地域子育て支援拠点</u> 、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設 のことを いう。	【第5回委員の意見を反映】 地域子育て支援拠点を追加
9	(定義) 第2条	(8)団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が参加するもの(専ら営利を目的とするものを除く。)をいう。	(10)団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が <u>構成員として加わり活動</u> するもの(専ら営利を目的とするものを除く。)をいう。	(5)参加を定義に明記したことによる修正

(仮称) ことども・若者参加条例(案) 主な修正対比表

	項目	修正前	修正後	修正理由
10	(基本理念) 第3条	<p>(1) ことども・若者は、誰もがその基本的人権が尊重され、かつあらゆる差別をされない権利を保障される。</p> <p>(2) ことども・若者は、誰もが適切に養育され、かつ健やかに成長する機会が与えられる権利を保障される。</p> <p>(3) ことども・若者は、誰もが自らの意見を表明する機会が与えられ、これを尊重される。</p> <p>(4) ことども・若者は、ことども・若者を社会の中心に置くという理念の下において、最善の利益が優先される。</p>	<p><u>(1) 全てのことども・若者は、生まれながらに人としての尊厳が守られ、幸せに生きるために必要な権利を保障され、思想・信条、人種、国籍、障がいの有無、性、家庭環境等いかなる理由においても差別されず、その基本的人権が保障されること。</u></p> <p><u>(2) 全てのことども・若者は、虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力から守られ、安全に安心して生きる権利・育つ権利を保障され、愛情をもって生まれ、一人ひとりの年齢及び発達段階に応じた生活が保障される。また、教育を受ける機会、休息する機会、遊ぶ機会、スポーツ・芸術・自然等の多彩な活動に参加する機会が等しく確保され、健やかに成長し、発達する環境が保障されること。</u></p> <p><u>(3) 全てのことども・若者は、生まれながらに意見表明の権利主体であり、多様な人格をもった一人の人間として尊重され、自分に関わることについて自由に意見を表明する機会が確保される。その意見はことども・若者の最善の利益を実現する観点から尊重されること。</u></p> <p><u>(4) ことども・若者に関することが決められ、行われるときは、ことども・若者の立場から、ことども・若者の現在及び将来における最善の利益が優先されること。</u></p>	ことども・若者がイメージしやすい具体的な表現に修正
11	(ことども・若者の意見表明権) 第4条	4 ことども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。	4 ことども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。	意見表明はことども・若者の人権であり、義務を伴うものではなく、4項を果たさない限りは意見表明できないといった誤解を生むおそれがあるため削除

(仮称) ことども・若者参加条例(案) 主な修正対比表

	項目	修正前	修正後	修正理由
12	(市の責務) 第6条	市は、基本理念にのっとり、ことども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会(以下「意見表明等の機会」という。)を保障するため、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。	市は、基本理念にのっとり、ことども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会(以下「意見表明・参加の機会」という。)を保障するため、保護者、団体、市民等、育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。	意見表明権に支えられた参加の機会も同様に保障していく必要があるため、「参加」を追記 以下の条文も同様に修正
13	(育ち学ぶ施設の役割) 第7条	2 育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力し、ことども・若者にその意見表明等の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、ことども・若者の意見表明等の機会への参加を支援するものとする。	2 育ち学ぶ施設は、市、保護者及び市民等と協力し、ことども・若者にその意見表明・参加の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、ことども・若者のまちづくり等への参加を支援するものとする。	「意見表明等の機会」を具体的な表現に修正
14	(ことども・若者施策等に関することども・若者の意見の聴取及び反映) 第12条		<u>2 市は、ことども・若者に対し、ことども・若者が意見を表明するための前提となる情報を確実に受け取ることができる機会を保障する。この場合において、当該情報に用いる表現については、ことども・若者の年齢、成長等の状況を勘案し、十分平易な表現を用いるものとする。</u>	【第5回委員の意見を反映】 福祉の分野ではアウトリーチには情報を届ける意味が含まれるとの指摘を踏まえ、情報を届けることは意見聴取の前提となる重要事項であるため追加
15	(ことども・若者施策等に関することども・若者の意見の聴取及び反映) 第12条	5 市は、育ち学ぶ施設その他ことども・若者が利用する場所、施設等を訪問し、ことども・若者の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。	6 市は、育ち学ぶ施設その他ことども・若者が利用する施設等の場所を訪問する等の適宜の方法により、ことども・若者からその意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。	オンラインでの個別面談などの方法もあるため、訪問に限定しない表現に修正
16	(ことども・若者施策等に関することども・若者の意見の聴取及び反映) 第12条		<u>7 市は、ことども・若者からの意見を随時聴取する窓口を、これを明確に示して周知するものとする。</u>	【第5回委員の意見を反映】 第1項が意見を聴取する機会を限定しているとも受け取れるため、ことども・若者からの主体的な意見も受け付けるべきとの意見を踏まえ、追加

(仮称) 子ども・若者参加条例(案) 主な修正対比表

	項目	修正前	修正後	修正理由
17	(付属機関等における子ども・若者の意見の聴取及び反映) 第 14 条	市は、付属機関等の運営において、子ども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議に子ども・若者に出席する機会を与えることその他の方法により子ども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。	市は、付属機関等(<u>川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第10条第1項に規定する付属機関等をいう。以下同じ。</u>)の運営において、子ども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議に子ども・若者に出席する機会を <u>設ける</u> ことその他の方法により子ども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。	【第5回委員の意見を反映】 「機会を与える」だと上下関係になるという意見を踏まえ、「機会を設ける」に修正